

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者(交通安全こどもセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条第1項及び第2項、第5条第1項並びに第8条第1項及び第3項において同じ。)は、前条の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2～4 略

(許可施設等)

第6条 略

(交通安全指導の実施)

第7条 交通安全指導は、次に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 中学校、小学校、幼稚園、児童福祉施設その他これらに準ずるものが教育上の目的で交通安全指導を受けようとするとき。

(2) 略

2・3 略

(利用料金の承認の申請)

第10条 指定管理者は、条例第11条前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第7号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第11条後段の規定により知事の承認を得た利用料

本則

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者(交通安全こどもセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条第1項及び第2項、第5条第1項並びに第8条第1項及び第3項において同じ。)は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2～4 略

(許可施設等の指定)

第6条 略

(交通安全指導の実施)

第7条 交通安全指導は、次に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 中学校、小学校、幼稚園及び児童福祉施設が教育上の目的で交通安全指導を受けようとするとき。

(2) 略

2・3 略

(利用料金の承認の申請)

第10条 指定管理者は、条例第11条の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第7号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第11条の規定により知事の承認を得た利用料金を

金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第 8 号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

第 2 号様式(第 3 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター許可施設等利用許可書
[別紙参照]

第 3 号様式(第 3 条関係)

ゴーカート乗車券
[別紙参照]

第 6 号様式(第 8 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター交通安全指導申込書
[別紙参照]

第 7 号様式(第 10 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター利用料金承認申請書
[別紙参照]

第 8 号様式(第 10 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター利用料金変更承認申請書
[別紙参照]

変更しようとするときは、知事に対して、別記第 8 号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

第 2 号様式(第 3 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター許可施設等利用許可書
[別紙参照]

第 3 号様式(第 3 条関係)

ゴーカート乗車券
[別紙参照]

第 6 号様式(第 8 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター交通安全指導申込書
[別紙参照]

第 7 号様式(第 10 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター利用料金承認申請書
[別紙参照]

第 8 号様式(第 10 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター利用料金変更承認申請書
[別紙参照]